

◆東日本大震災への対応

文科省・福島原発事故への対応で記者会見
福島県内の全ての学校に積算線量計を配布

福島県内の園庭土壌の線量低減を災害復旧事業の補助対象に

5月27日、高木文部科学大臣が、福島第一原発事故に伴う災害への対応について記者会見を行いました。発表内容は次の通りです。

原発事故による福島県内の園児等が受ける線量を減らしていくための対策として、①福島県内の全ての学校に積算線量計を配布する ②年間1mSv～20mSvを目安として、今年度、学校において、園児等が受ける線量について当面、年間1mSv以下を目指す ③園庭の土壌に関して、線量低減を講じることが希望する設置者に対して財政支援を行なう（今後、福島県が行なう調査で空間線量率が毎時1 μ Sv以上の園が対象）。

なお、全日私幼連の得た情報では、現在のところ、土壌に関して線量低減を希望する福島県内の私立幼稚園で、これまでの福島県や国の調査で空間線量率が毎時3.8 μ Sv以上の園に対しては国が2分の1補助を措置する予定で、毎時1 μ Sv以上3.8 μ Sv未満の園に対しては補助率等について財務省と調整を行なっている状況です。また、対象園に対しては経常費助成（補正予算）の配分において配慮される予定とのこと。

補助対象となる線量の調査時期や補助率等の詳しい内容につきましては、分かり次第追ってお知らせいたします。

[今号は2枚]

福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた
当面の対応について

平成23年5月27日

文 部 科 学 省

1. 文部科学省では、「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について（通知）」（平成23年4月19日付け23文科ス第134号）を示し、今後できる限り、児童生徒及び幼児、園児（以下、「児童生徒等」という。）の受ける線量を減らしていくことが適切としているとともに、特に、校庭・園庭で毎時3.8 μ Sv以上の空間線量率が計測された学校について学校内外での屋外活動をなるべく制限することが適当である等としているところである。

2. 文部科学省においては、暫定的考え方に基づき、多様な放射線モニタリングを実施・強化するとともに、5月11日に、校庭・園庭の土壌に関して「まとめて地下に集中的に置く方法」と「上下置換法」の2つの線量低減策を教育委員会等に示した。

また、5月17日に原子力災害対策本部により策定された「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」において、教育への支援の一環として、福島県内の教育施設における土壌等の取扱いについて、早急に対応していく旨、明記された。

この方針も踏まえ、文部科学省において、今後、暫定的考え方に沿って、学校内において児童生徒等の受ける線量を低減させ、より安心して教育を受けられる環境の構築を目指し、更なる取組を推進する必要がある。

3. このため、文部科学省においては、今後上記1. に示した考え方に立って、当面、以下のとおり対応する。

- ① 本日、福島県教育委員会の協力の下、福島県内の全ての学校等に対して、積算線量計を配布する。これにより、児童生徒等の受ける実際の積算線量のモニタリングを実施する。
- ② 暫定的考え方で示した年間1 mSvから20 mSvを目安とし、今後できる限り、児童生徒等の受ける線量を減らしていくという基本に立って、今年度、学校において児童生徒等が受ける線量について、当面、年間1 mSv以下を目指す。なお、引き続き児童生徒等の心身の健康・発達等に関する専門家等の意見を伺いながら、更なる取組の可能性について検討する。
- ③ 「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」を踏まえ、更なる安心確保のため、文部科学省または福島県による調査結果に基づき、校庭・園庭における土壌に関して児童生徒等の受ける線量の低減策を講じる設置者に対し、学校施設の災害復旧事業の枠組みで財政的支援を行うこととする。対象は、土壌に関する線量低減策が効果的となる校庭・園庭の空間線量率が毎時1 μ Sv以上の学校とし、設置者の希望に応じて財政的支援を実施する。